

小金井市民設民営学童保育所施設整備事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、小金井市において民間事業者（以下「事業者」という。）が児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業（以下「学童事業」という。）を実施する場合の施設整備に要する経費の一部を補助することにより、学童事業の利用を必要とする児童の受入先を確保するとともに、多様な保育ニーズに対応するサービスの提供の機会を図り、もって児童福祉の増進に資することを目的とする。

(補助対象者)

第2条 小金井市民設民営学童保育所施設整備事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付の対象となる事業者は、次条に規定する補助対象事業を実施する者であって、当該補助対象事業の完了後に、当該補助金の交付を受けて整備した施設にて学童事業を実施するものとして市長が選定したものとする。

(補助対象事業)

第3条 補助対象事業は、小金井市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第27号）及び都型学童クラブ事業実施要綱（平成22年6月16日付け22福保子家第222号）に定める基準及び次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 小金井市学童保育所条例（昭和47年条例第10号）及び小金井市学童保育所条例施行規則（昭和59年規則第5号）の規定に準じ学童事業を運営すること。
- (2) 施設の設備については、原則として、施設が建物の2階にある場合にあつては児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第32条第8号イ、ロ及びへの要件に、3階以上にある場合にあつては同号に掲げる要件を満たすものであること。

(補助対象経費)

第4条 補助金の対象となる経費は、補助対象事業の施設整備に要する経費のうち、別表第1から別表第3までに定めるとおりとする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、別表第1から別表第3までに定める区分ごとに算定した補助基準額と補助対象経費の実支出額から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較していずれか少ない方の額の合計額（算出された区分ごとの額に1,000円未満

の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。)とし、予算の範囲内で決定する。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする事業者(以下「申請者」という。)は、市長が別に定める日までに、小金井市民設民営学童保育所施設整備事業費補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 建物の平面図
- (3) 工事仕様書の写し
- (4) 設計、工事及び備品購入に係る見積書の写し
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することと決定したときは小金井市民設民営学童保育所施設整備事業費補助金交付決定通知書(様式第2号)により、補助金を交付しないことと決定したときは小金井市民設民営学童保育所施設整備事業費補助金不交付決定通知書(様式第3号)により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により交付の決定をする場合において必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(補助金の請求)

第8条 前条の規定による決定を受けた事業者(以下「補助事業者」という。)は、補助金の交付を請求するときは、市長が別に定める日までに小金井市民設民営学童保育所施設整備事業費補助金交付請求書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第9条 市長は、前条の請求があったときは、速やかに補助金を交付する。

(変更交付申請等)

第10条 補助事業者は、申請の内容に変更が生じた場合には、速やかに市長が別に定める期間内に小金井市民設民営学童保育所施設整備事業費補助金変更交付申請書(様式第5号)に必要な書類を添えて市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、当該申請の内容を審査し、交付決定の変更を行うことと決定したときは小金井市民設民営学童保育所施設整備事業費補助金変更交付決定通知書(様式第6号)により、交付決定の変更を行わないこ

とと決定したときは小金井市民設民営学童保育所施設整備事業費補助金変更不交付決定通知書（様式第7号）により、補助事業者へ通知する。

（実績報告）

第11条 補助事業者は、補助金の交付の決定に係る年度が終了したときは、当該年度に係る実績報告を、小金井市民設民営学童保育所施設整備事業年間実績報告書（様式第8号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 工事請負契約書の写し及び工事費費目別内訳書
- (2) 施設の賃貸借契約書等の写し
- (3) 建築確認済証の写し。ただし、市長が指定した施設の施設整備に係る実績報告を行う場合は、これを省略することができる。
- (4) 備品購入明細書
- (5) 設計、工事及び備品購入に係る請求書の写し
- (6) 工事完了報告書
- (7) 工事施工箇所及び備品設置個所の写真

（補助事業の中止又は廃止）

第12条 補助事業者は、補助金の交付の決定に係る事業（以下「補助事業」という。）を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ小金井市民設民営学童保育所施設整備事業中止（廃止）承認申請書（様式第9号）により市長に申請し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請に対し、承認する場合は小金井市民設民営学童保育所施設整備事業廃止（休止）承認通知書（様式第10号）を、承認しない場合は小金井市民設民営学童保育所施設整備事業廃止（休止）不承認通知書（様式第11号）を交付するものとする。

（補助金の交付決定の取消し）

第13条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付（変更交付を含む。以下同じ。）の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付の決定の内容もしくはこれに付した条件又はこの要綱の規定に違反したとき。
- (4) 前条の規定により、補助事業を中止し、又は廃止したとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、市長が必要と認めるとき。

(補助金の返還)

第14条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分について、既に補助金が交付されているときは、小金井市民設民営学童保育所施設整備事業費補助金返還命令通知書(様式第12号)により期限を定めて補助金の返還を命ずるものとする。

(違約加算金及び延滞金)

第15条 補助事業者は、第13条の規定によりこの交付の決定の全部又は一部を取り消され、補助金の返還を命じられたときは、当該命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の受領額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額)につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金(100円未満の場合を除く。)を納付しなければならない。

2 補助事業者は、補助金の返還を命じられたにもかかわらず、これを納付期限までに納付しなかったときは、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じその未納額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金(100円未満の場合を除く。)を納付しなければならない。

(他の補助金等の一時停止等)

第16条 市長は、補助事業者に対し、補助金の返還を命じ、補助事業者が当該補助金、違約加算金もしくは延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、補助事業者に対して、同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金と未納付額とを相殺するものとする。

(関係書類の整備等)

第17条 補助事業者は、事業の収支を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、市長の求めに応じて提出できるようにしなければならない。

2 補助事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を、補助金の交付に係る年度の翌年度の初めから起算して5年間保存しなければならない。

(消費税仕入控除税額の取扱い)

第18条 補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、小金井市民設民営学童保育所施設整備事業費補助金消費税仕入控除税額報告書(様式第1

3号)に確認書類を添えて、速やかに市長に報告しなければならない。この場合において、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の1支部、1支社、1支所等であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部、本社、本所等(以下「本部等」という。)で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部等の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うものとする。

2 市長は、前項に規定する報告があった場合は、当該仕入控除税額の全部又は一部を市に納付させることがある。

(財産処分の制限)

第19条 補助事業者が補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上の機械及び器具その他の財産については、補助事業者等が補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間(令和5年こども家庭庁告示第9号)に定める期間を経過するまで、市長の承認を受けないでこの補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

2 市長は、前項の規定に基づき市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった時は、補助事業者に対し、その収入の全部又は一部を市に納付させることがある。

3 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

(その他)

第20条 この要綱に定めるもののほか、補助金の申請手続等について必要な事項は、小金井市補助金等交付規則(平成12年規則第27号)によるものとし、なお必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和5年6月20日から施行する。

付 則

この要綱は、令和7年5月7日から施行する。

別表第1(第4条関係)

| 区分 | 補助基準額 | 補助対象経費 |
|----|-------|--------|
|----|-------|--------|

| | | |
|--------------------------|--|---|
| 放課後 子ども 環境整 備事業 | 1事業所当たり年額12,000,000円。ただし、 開所準備経費を含む場合は、1事業所当たり12,600,000円 | 学童事業を新たに実施するために必要な民家、アパート等の既存施設の改修（耐震化等の防災対策及び防犯対策を含む。）及びそれに伴う設備の整備・修繕及び備品の購入並びに開所準備経費（礼金・賃借料（開所前月分）） |
| | 1事業所当たり年額1,000,000円。ただし、 開所準備経費を含む場合は、1事業所当たり年額1,600,000円 | 学童事業を新たに実施するために必要な設備の整備・修繕及び開所準備経費（礼金・賃借料（開所前月分）） |

別表第2（第4条関係）

| 区分 | 補助基準額 | 補助対象経費 |
|---------------|----------------------|---|
| 学童クラブ開設準備支援事業 | 1支援の単位当たり年額 750,000円 | 学童事業を新たに実施するために必要な開所前の賃借料3か月分（放課後子ども環境整備事業の対象となる開所準備に要する経費を除く。） |

備考 支援の単位とは、学童事業における支援の提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。

別表第3（第4条関係）

| 区分 | 補助基準額 | 補助対象経費 |
|----|-------|--------|
|----|-------|--------|

| | | |
|------------------------------|-----------------|-------------------------------------|
| 子供家庭 支援区市 町村包括 補助事業 | 1か所当たり 300,000円 | 学校110番（非常 通報装置をいう。） の設置に要する経費 |
|------------------------------|-----------------|-------------------------------------|

年 月 日

（宛先）小金井市長

所在地
申請者 法人名
代表者氏名 ⑩

小金井市民設民営学童保育所施設整備事業費補助金交付申請書

年度小金井市民設民営学童保育所施設整備事業費補助金について、小金井市民設民営学童保育所施設整備事業費補助金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

- 1 補助金交付申請額 円
- 2 補助金交付申請額内訳（別紙）
- 3 添付書類
 - (1) 事業計画書
 - (2) 建物の平面図
 - (3) 工事仕様書の写し
 - (4) 設計、工事及び備品購入に係る見積書の写し

様式第 1 号別紙

小金井市民設民営学童保育所施設整備事業費補助金交付申請額内訳書

施設名

単位 (円)

| 区 分 | 総事業費 (A) | 補助対象経 費の支出 (予定) 額 (B) | 寄附金その他 の収入 (予 定) 額 (C) | 差 引 額 (B) - (C) (D) | 補助基準額 (E) | 申 請 額 (F) |
|----------------------|-------------|--------------------------------|---------------------------------|---------------------------|--------------|--------------|
| 放課後子ども環境 整備事業 | | | | | | |
| 学童クラブ開設準 備支援事業 | | | | | | |
| 子供家庭支援区市 町村包括補助事業 | | | | | | |
| 合 計 | | | | | | |

注

- 1 B欄には、総事業費のうち、補助対象となる事業費を計上すること。
- 2 F欄にはD欄及びE欄のうちいずれか低い額を記載し、F欄の申請額には1,000円未満を切り捨てた額を記載すること。

小 発第 号
年 月 日

様

小金井市長

公印

小金井市民設民営学童保育所施設整備事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった 年度小金井市民設民営学童保育所施設整備事業費補助金について、小金井市民設民営学童保育所施設整備事業費補助金交付要綱第7条第1項の規定により、下記のとおり交付することを決定したので通知します。

記

1 交付決定

(1) 交付決定額 円

(2) 交付条件

様式第3号（第7条関係）

小 発第 号
年 月 日

様

小金井市長

公印

小金井市民設民営学童保育所施設整備事業費補助金不交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった 年度小金井市民設民営学童保育所施設
整備事業費補助金について、小金井市民設民営学童保育所施設整備事業費補助金交付要綱第7
条第1項の規定により、下記のとおり不交付と決定したので通知します。

記

- 1 不交付決定
不交付の理由

年 月 日

(宛先) 小金井市長

所在地
事業者 法人名
代表者氏名 ⑩

小金井市民設民営学童保育所施設整備事業費補助金交付請求書

年 月 日付け小 発第 号により交付決定を受けた小金井市民設民営学
童保育所施設整備事業費補助金について、小金井市民設民営学童保育所施設整備事業費補助金交
付要綱第8条の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 請求額 円

2 振込先

| | |
|-------|-----------------|
| 金融機関名 | |
| 支店名 | |
| 預金種目 | |
| 口座番号 | |
| 口座名義 | (フリガナ) |

年 月 日

（宛先） 小金井市長

所在地
申請者 法人名
代表者氏名 ⑩

小金井市民設民営学童保育所施設整備事業費補助金変更交付申請書

年度小金井市民設民営学童保育所施設整備事業費補助金について、小金井市民設民営学童保育所施設整備事業費補助金交付要綱第10条第1項の規定により下記のとおり補助金の変更交付を申請します。

記

- 1 補助金変更交付申請額 円
- 2 補助金変更交付申請額内訳（別紙）
- 3 添付書類
様式第1号で提出した書類のうち変更が生じた書類のみ提出

様式第5号別紙

小金井市民設民営学童保育所施設整備事業費補助金変更交付申請額内訳書

施設名

単位 (円)

| 区 分 | 総事業費 (A) | 補助対象経 費の支出 (予定) 額 (B) | 寄附金その他 の収入 (予 定) 額 (C) | 差 引 額 (B) - (C) (D) | 補助基準額 (E) | 変更交付 申 請 額 (F) |
|-----------------------|-------------|--------------------------------|---------------------------------|---------------------------|--------------|----------------------|
| 放課後子ども環境 整 備 事 業 | | | | | | |
| 学童クラブ開設準 備 支 援 事 業 | | | | | | |
| 子供家庭支援区市 町村包括補助事業 | | | | | | |
| 合 計 | | | | | | |

注

- 1 B欄には、総事業費のうち、補助対象となる事業費を計上すること。
- 2 F欄にはD欄及びE欄のうちいずれか低い額を記載し、F欄の変更交付申請額には1,000円未満を切り捨てた額を記載すること。

様式第6号（第10条関係）

小 発第 号
年 月 日

様

小金井市長

公印

小金井市民設民営学童保育所施設整備事業費補助金変更交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった 年度小金井市民設民営学童保育所施設整備事業費補助金の変更について、小金井市民設民営学童保育所施設整備事業費補助金交付要綱第10条第2項の規定により、下記のとおり変更交付決定したので通知します。

記

1 変更交付決定

(1) 変更交付決定額 円

(2) 変更交付条件

様式第7号（第10条関係）

小 発第 号
年 月 日

様

小金井市長

公印

小金井市民設民営学童保育所施設整備事業費補助金変更不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった 年度小金井市民設民営学童
保育所施設整備事業費補助金の変更について、小金井市民設民営学童保育所施設整
備事業費補助金交付要綱第10条第2項の規定により、下記のとおり変更不交付決
定したので通知します。

記

- 1 不交付決定
不交付の理由

年 月 日

（宛先）小金井市長

所在地
申請者 法人名
代表者氏名 ⑩

小金井市民設民営学童保育所施設整備事業年間実績報告書

年 月 日付け小 発第 号で交付決定を受けた事業が完了したので、小金井市民設民営学童保育所施設整備事業費補助金交付要綱第11条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 補助金交付額 円

2 補助事業決算額 円

3 補助金剰余額 円

4 補助事業の実施期間

5 添付書類

- (1) 工事請負契約書の写し及び工事費費目別内訳書
- (2) 施設の賃貸借契約書等の写し
- (3) 建築確認済証の写し。ただし、市長が指定した施設の施設整備に係る実績報告を行う場合は、これを省略することができます。
- (4) 備品購入明細書

- (5) 設計、工事及び備品購入に係る請求書の写し
- (6) 工事完了報告書
- (7) 工事施工箇所及び備品設置個所の写真

様式第9号（第12条関係）

年 月 日

（宛先）小金井市長

所在地
申請者 法人名
代表者氏名 ⑩

小金井市民設民営学童保育所施設整備事業中止（廃止）承認申請書

年度小金井市民設民営学童保育所施設整備事業費補助金について、小金井市民設民営学童保育所施設整備事業費補助金交付要綱第12条第1項の規定により、下記のとおり事業の中止（廃止）を申請します。

記

事業の中止（廃止）理由

様式第10号（第12条関係）

小 発第 号
年 月 日

様

小金井市長

公印

小金井市民設民営学童保育所施設整備事業廃止（休止）承認通知書

年 月 日付けで申請のあった小金井市民設民営学童保育所施設整備事業の廃止（休止）については、小金井市民設民営学童保育所施設整備事業費補助金交付要綱第12条第2項の規定により、下記のとおり承認したので通知します。

記

1 施設の名称

2 施設の所在地

3 廃止（休止）予定期間（日）

年 月 日から 年 月 日まで

（廃止期日 年 月 日）

様式第11号（第12条関係）

小 発第 号
年 月 日

様

小金井市長

公印

小金井市民設民営学童保育所施設整備事業廃止（休止）不承認通知書

年 月 日付けで申請のあった小金井市民設民営学童保育所施設整備事業の廃止（休止）については、小金井市民設民営学童保育所施設整備事業費補助金交付要綱第12条第2項の規定により、下記のとおり不承認としたので通知します。

記

理由：

小 発第 号
年 月 日

様

小金井市長

公印

小金井市民設民営学童保育所施設整備事業費補助金返還命令通知書

年 月 日付け小 発第 号で取消しを通知した補助金について、小金井市民設民営学童保育所施設整備事業費補助金交付要綱第14条の規定により、下記のとおり補助金の返還を命じます。

記

| | | |
|---------|------|---------|
| 施設等名称 | | |
| 補助事業等名称 | | |
| 補助金 | 交付年度 | 年度 |
| | 返還金額 | 円 |
| | 返還期限 | 年 月 日まで |

年 月 日

（宛先）小金井市長

所在地

施設名

代表者氏名

⑩

小金井市民設民営学童保育所施設整備事業費補助金消費税仕入控除税額報告書

年 月 日付け小 発第 号により交付決定を受けた事業について、小金井市民設民営学童保育所施設整備事業費補助金交付要綱第18条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 補助金交付額

_____ 円

2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税額に係る仕入控除税額

_____ 円

3 添付書類

- (1) 2の消費税及び地方消費税額に係る仕入控除税額に係る確定申告の写し（確定申告後に修正申告等を行った場合には、その修正申告の写し等）
- (2) 2の消費税及び地方消費税額に係る仕入控除税額の積算内訳等